

# 丹波市地域防災計画

---

合冊版 本編

令和3年度（2021年度）修正

丹波市防災会議



# 目 次

## 第 1 編 総則

<b>第 1 章 計画の前提</b>	<b>総則-1</b>
第 1 節 計画の趣旨	総則-1
第 1 計画の目的	総則-1
第 2 計画の基本的な考え方	総則-1
第 3 計画の性格と役割	総則-2
第 4 重点を置くべき事項	総則-2
第 5 計画の構成	総則-3
第 6 計画の修正	総則-4
第 2 節 防災ビジョンと基本方針	総則-5
第 1 防災ビジョンの再設定	総則-5
第 2 防災ビジョンの内容	総則-5
第 3 節 防災機関の事務又は業務の大綱及び市民等の責務	総則-8
第 1 防災機関の事務又は業務の大綱	総則-8
第 2 市民等の責務	総則-14
<b>第 2 章 市の概要</b>	<b>総則-16</b>
第 1 節 自然的条件	総則-16
第 1 地形と地質	総則-16
第 2 節 社会的条件	総則-25
第 1 人口等	総則-25
第 2 観光入込客	総則-28
第 3 産業	総則-29
第 4 交通	総則-29
第 5 土地利用	総則-29
<b>第 3 章 災害に関する現状と課題</b>	<b>総則-30</b>
第 1 節 風水害等の危険性と被害の特徴	総則-30
第 1 台風・集中豪雨災害の履歴	総則-30

第2 水害特性	総則-37
第3 その他の災害による被害と防災上留意要素項目	総則-42
第4 土砂災害危険箇所・雪崩危険箇所等	総則-43
第5 平成16年台風第23号による被害の概要	総則-44
第6 平成26年8月豪雨による被害の概要	総則-46
<b>第2節 地震災害の危険性と被害の特徴</b>	<b>総則-49</b>
第1 既往地震の概要	総則-49
第2 地震による被害想定	総則-50
<b>第3節 市の防災に関する課題</b>	<b>総則-59</b>
第1 平成16年台風第23号災害からみた課題	総則-59
第2 市町村合併に係る課題	総則-60
第3 平成26年8月丹波市豪雨災害からみた課題	総則-61

## 第2編 災害予防計画

<b>第1章 基本方針</b>	<b>予防-1</b>
第1 災害応急対策への備えの充実	予防-1
第2 住民参加による地域防災力の向上	予防-1
第3 強固でしなやかな地域防災基盤の整備	予防-1
第4 調査研究体制等の強化	予防-2
第5 その他の災害の予防対策の推進	予防-2
<b>第2章 災害応急対策への備えの充実</b>	<b>予防-3</b>
<b>第1節 組織体制の整備</b>	<b>予防-3</b>
<b>第2節 研修・訓練の実施</b>	<b>予防-5</b>
第1 研修	予防-5
第2 防災訓練	予防-5
<b>第3節 広域防災体制の確立</b>	<b>予防-8</b>
第1 市町間の連携強化	予防-8
第2 防災関係機関との連携強化	予防-9
第3 県等との連携強化	予防-9
第4 国との連携強化	予防-10
第5 その他関係団体等との連携強化	予防-10
第6 受援体制	予防-10
<b>第4節 災害対策拠点の整備・運用</b>	<b>予防-11</b>
<b>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</b>	<b>予防-12</b>
第1 市防災行政無線の整備	予防-12
第2 緊急時ホットライン電話の充実	予防-12
第3 災害無線通信体制の充実強化	予防-12
第4 フェニックス防災システムの活用	予防-12
第5 防災情報提供システムの活用	予防-12
第6 WebGIS等の導入検討	予防-12
第7 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの活用	予防-13
<b>第6節 防災拠点の整備</b>	<b>予防-14</b>
第1 地域防災拠点の整備・充実	予防-14
第2 コミュニティ防災拠点の整備・充実	予防-15
第3 広域防災拠点との連携	予防-16
<b>第7節 火災予防対策の推進</b>	<b>予防-18</b>

第1 出火防止・初期消火体制の整備	予防-18
第2 消防施設・設備の整備	予防-19
<b>第8節 防災資機材の整備</b>	<b>予防-21</b>
<b>第9節 災害救急医療システムの整備</b>	<b>予防-22</b>
第1 医薬品等の備蓄	予防-22
第2 住民に対する啓発	予防-22
第3 災害医療体制等の整備	予防-22
第4 被害想定結果の活用	予防-22
<b>第10節 緊急輸送体制の整備</b>	<b>予防-23</b>
第1 緊急輸送路ネットワークの形成	予防-23
第2 緊急交通路の確保	予防-23
第3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	予防-23
<b>第11節 避難対策の充実</b>	<b>予防-24</b>
第1 内容	予防-24
第2 避難所の配置	予防-27
<b>第12節 備蓄体制等の整備</b>	<b>予防-30</b>
第1 基本方針	予防-30
第2 食料	予防-30
第3 生活必需物資	予防-31
第4 応急給水	予防-33
第5 医薬品	予防-34
<b>第13節 家屋被害認定士制度等の整備</b>	<b>予防-35</b>
第1 家屋被害認定士制度の整備	予防-35
第2 被災建築物・宅地応急危険度判定制度の整備	予防-36
<b>第14節 廃棄物対策の充実</b>	<b>予防-37</b>
第1 災害廃棄物処理計画の策定	予防-37
第2 応援体制の整備	予防-37
第3 その他	予防-37
<b>第15節 災害時要援護者支援対策の充実</b>	<b>予防-38</b>
第1 災害時要援護者支援体制の整備	予防-38
第2 情報伝達体制の整備	予防-39
第3 安全な避難場所の確保	予防-39
第4 災害時要援護者に配慮した食料・物資の確保	予防-39
第5 平常時の地域ケアシステムとの連携	予防-39
第6 災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施	予防-40
第7 難病患者等への支援体制の整備	予防-40

<b>第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</b>	<b>予防-41</b>
第1 「災害ボランティア活動支援マニュアル」の作成	予防-41
第2 受入体制の整備	予防-41
第3 ボランティア活動の支援拠点の整備	予防-41
第4 災害ボランティア活動の環境整備	予防-42
<b>第17節 水防対策の充実</b>	<b>予防-43</b>
第1 浸水想定区域における避難確保措置	予防-43
第2 避難確保計画の作成指導等	予防-43
第3 住民への周知	予防-43
第4 避難マニュアルの作成	予防-43
<b>第18節 土砂災害対策の充実</b>	<b>予防-45</b>
第1 警戒避難体制の整備等	予防-45
第2 土砂災害による被害を防止するための対策（住民への周知）	予防-45
第3 防災意識の向上施策	予防-46
第4 避難マニュアルの作成	予防-46
<b>第19節 中山間地等における風水害・地震対策</b>	<b>予防-47</b>
第1 集落孤立の抽出	予防-47
第2 集落の孤立に備えた対策の推進	予防-47
<b>第20節 兵庫県住宅再建共済制度の活用</b>	<b>予防-49</b>
第1 制度の概要	予防-49
<b>第3章 住民参加による地域防災力の向上</b>	<b>予防-50</b>
<b>第1節 防災に関する学習等の充実</b>	<b>予防-50</b>
第1 一般住民に対する防災思想の普及	予防-50
第2 災害教訓の伝承支援	予防-50
第3 一般住民に対する防災知識の普及	予防-50
第4 防災関係機関の職員が習熟すべき事項	予防-51
第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育	予防-52
第6 ひょうご防災リーダー講座への参加	予防-52
第7 学校における防災教育	予防-52
<b>第2節 自主防災組織の確立と育成</b>	<b>予防-54</b>
第1 方針	予防-54
第2 活動	予防-54
第3 育成強化対策	予防-55
第4 地区防災計画	予防-56
<b>第3節 消防団の充実強化</b>	<b>予防-57</b>

第1 実施機関	予防-57
第2 充実強化対策	予防-57
<b>第4節 企業等の地域防災活動への参画促進</b>	<b>予防-58</b>
第1 災害時に企業等が果たす役割	予防-58
第2 企業等の平常時対策	予防-58
第3 事業所の防災組織	予防-58

## **第4章 強固でしなやかな地域防災基盤の整備** **予防-60**

<b>第1節 市街地等の防災構造の強化</b>	<b>予防-60</b>
第1 防災基盤	予防-60
第2 まちの安全性	予防-60
第3 河川施設の整備	予防-60
第4 内水の排除対策の推進	予防-60
第5 ため池施設の整備	予防-61
第6 その他施設の整備	予防-61
<b>第2節 地震防災緊急事業の推進</b>	<b>予防-62</b>
第1 地震防災緊急事業の計画年度	予防-62
第2 対象事業	予防-62
第3 地震防災緊急事業五箇年計画	予防-63
第4 財政措置	予防-63
第5 事業の実施	予防-63
<b>第3節 防災基盤・施設等の整備</b>	<b>予防-64</b>
第1 対象事業	予防-64
第2 防災基盤整備事業計画	予防-64
第3 財政措置	予防-64
第4 事業の実施	予防-64
<b>第4節 建築物等の耐震性の確保</b>	<b>予防-65</b>
第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進	予防-65
第2 公共施設等の耐震化	予防-65
第3 一般建築物耐震化の促進	予防-65
第4 建築物の耐震性強化の意識啓発	予防-68
第5 落下物等の対策	予防-68
第6 ブロック塀の倒壊防止対策	予防-68
第7 室内安全対策（家具等の転倒防止）の推進	予防-68
<b>第5節 地盤災害の防止施設等の整備</b>	<b>予防-69</b>
第1 砂防設備の整備	予防-69

第2 地すべり防止施設の整備	予防-69
第3 急傾斜地崩壊防止施設の整備	予防-69
第4 森林整備及び治山施設の整備	予防-70
第5 土地改良施設の整備	予防-70
第6 宅地造成等の規制	予防-71
第7 災害危険区域対策の実施	予防-71
第8 地盤の液状化対策の実施	予防-71
<b>第6節 交通関係施設の整備</b>	<b>予防-73</b>
第1 道路施設の整備	予防-73
第2 鉄道施設の整備	予防-74
第3 災害時用臨時ヘリポート対策の実施	予防-74
<b>第7節 ライフライン関係施設の整備</b>	<b>予防-75</b>
第1 電力施設の整備等	予防-75
第2 ガス施設の整備等	予防-80
第3 電気通信施設の整備等	予防-80
第4 水道施設の整備等	予防-83
第5 下水道施設の整備等	予防-84
第6 共同溝等の整備	予防-85
<b>第8節 地下空間等の防災体制の整備</b>	<b>予防-86</b>

## **第5章 調査研究体制等の強化** **予防-88**

第1節 風水害・地震災害に関する調査研究の推進	予防-88
第2節 過去の災害の教訓の発信と継承	予防-89
第3節 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承	予防-90
第1 検証事業の成果の活用	予防-90
第2 情報発信と継承	予防-90
第4節 気象観測設備等の充実	予防-91

## **第6章 その他の災害予防対策の推進** **予防-92**

第1節 雪害の予防対策の推進	予防-92
第1 道路除雪対策	予防-92
第2 雪崩対策	予防-92
第2節 危険物等の事故の予防対策の推進	予防-93
第1 危険物の保安対策の実施	予防-93
第2 高圧ガスの保安対策の実施	予防-94
第3 火薬類の保安対策の実施	予防-95

第4 毒物・劇物の保安対策の実施	予防-97
<b>第3節 大規模事故災害予防対策の推進</b>	<b>予防-99</b>
第1 交通の安全のための情報の充実	予防-99
第2 安全な運転の啓発及び運行の確保	予防-99
第3 車両等の安全性の確保	予防-99
第4 情報の収集・伝達体制の整備	予防-99
第5 災害応急活動体制の整備	予防-100
第6 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え	予防-100
第7 緊急輸送活動等への備え	予防-102
第8 雑踏事故の予防	予防-102
第9 防災関係機関の防災訓練の実施	予防-103

## 第3編 災害応急対策、復旧・復興計画

<b>第1章 はじめに</b>	<b>応急-1</b>
<b>第1節 災害応急対策、復旧・復興計画について</b>	<b>応急-1</b>
第1 災害応急対策、復旧・復興計画とは	応急-1
第2 災害応急対策、復旧・復興計画の構成	応急-2
<b>第2節 本市の災害対策組織</b>	<b>応急-5</b>
第1 配備体制	応急-5
第2 職員の動員	応急-10
第3 災害警戒本部	応急-12
第4 災害対策本部・支部	応急-13
<b>第2章 災害対策のコーディネート</b>	<b>応急-16</b>
<b>第1節 組織体制を確立する</b>	<b>応急-16</b>
第1 災害警戒本部体制を確立する	応急-16
第2 災害対策本部体制を確立する	応急-18
第3 災害対策支援本部体制を確立する	応急-21
<b>第2節 情報を収集・伝達する</b>	<b>応急-22</b>
第1 災害時の通信を確保・活用する	応急-23
第2 気象警報等の情報を収集・伝達する	応急-25
第3 被害情報等を収集・報告する	応急-30
第4 災害時の広報活動を行う	応急-35
第5 被災者台帳の作成・利用及び安否情報の提供を行う	応急-39
<b>第3節 外部に支援を要請する</b>	<b>応急-41</b>
第1 防災関係機関に支援を要請する	応急-41
第2 自衛隊へ派遣要請を行う	応急-43
第3 防災ヘリコプターの応援要請を行う	応急-47
第4 関係機関と連携する	応急-49
第5 災害ボランティアの派遣・受け入れを行う	応急-51
第6 救援物資の受け入れ等を行う	応急-54
第7 災害義援金の募集等を行う	応急-55
<b>第4節 法適用を受ける</b>	<b>応急-56</b>
第1 災害救助法の適用を受ける	応急-56
第2 被災者生活再建支援法の適用を受ける	応急-59

## 第3章 災害応急対策を行う

応急-60

第1節 住民の避難を支援する	応急-60
第1 避難勧告等を発令・解除する	応急-61
第2 警戒区域を設定する	応急-68
第3 避難を誘導する	応急-70
第4 避難所を開設、運営する	応急-71
第5 帰宅困難者への対策を行う	応急-74
第6 広域一時滞在を行う	応急-75
第2節 被災者の救助・救急活動を行う	応急-76
第1 被災者を救出する	応急-77
第2 救急医療を行う	応急-79
第3 医療・助産対策を行う	応急-81
第4 遺体の火葬等を行う	応急-85
第3節 交通・輸送対策を行う	応急-87
第1 交通確保対策を行う	応急-87
第2 緊急輸送対策を行う	応急-92
第4節 物資等の供給を行う	応急-94
第1 食料を供給する	応急-94
第2 応急給水を行う	応急-96
第3 物資を供給する	応急-98
第5節 保健衛生活動を行う	応急-100
第1 ガレキ・流木（災害木）対策を行う	応急-101
第2 ごみ処理対策を行う	応急-102
第3 し尿汲み取り処理対策を行う	応急-103
第4 環境対策を行う	応急-104
第5 精神医療を行う	応急-105
第6 健康対策を行う	応急-106
第7 食品衛生対策を行う	応急-107
第8 感染症対策を行う	応急-108
第9 災害時要援護者支援対策を行う	応急-112
第10 愛玩動物の収容対策を行う	応急-115
第6節 公共土木施設の応急対策、建築物等の二次災害防止を行う	応急-116
第1 土砂災害	応急-116
第2 道路	応急-117
第3 河川	応急-117
第4 ダム	応急-117

第5 ため池	応急-117
第6 森林防災対策（林道、治山施設、危険木を含む）	応急-118
第7 農地・農業用施設	応急-118
第8 建築物・宅地防災対策	応急-118
第9 水道の確保	応急-118
第10 下水道の確保	応急-120
<b>第7節 文教対策活動を行う</b>	<b>応急-122</b>
第1 教育対策を行う	応急-122

## **第4章 生活再建、復旧・復興に向けて** **応急-125**

<b>第1節 住環境を再建する</b>	<b>応急-125</b>
第1 住宅を確保する	応急-125
第2 警備対策を行う	応急-130
<b>第2節 生活再建の資金支援を行う</b>	<b>応急-131</b>
第1 災害弔慰金等を支給する	応急-131
第2 災害復旧資金の融資を支援する	応急-134
<b>第3節 施設災害復旧事業を行う</b>	<b>応急-135</b>
第1 災害復旧事業の種類	応急-135
第2 激甚災害の指定に関する事項	応急-136
<b>第4節 災害復興を行う</b>	<b>応急-138</b>
第1 復興組織を設置する	応急-138
第2 復興計画を策定する	応急-140

## **第5章 その他応急対策** **応急-144**

<b>第1節 水防計画</b>	<b>応急-144</b>
第1 総則	応急-144
第2 水防組織	応急-144
第3 重要水防箇所	応急-144
第4 予報及び警報	応急-144
第5 施設の監視等	応急-144
第6 水防活動	応急-146
第7 その他	応急-147
<b>第2節 消火計画</b>	<b>応急-149</b>
第1 地震火災の消火活動の実施	応急-149
第2 消防の広域応援要請	応急-150
<b>第3節 公共的施設災害応急対策</b>	<b>応急-151</b>

第1 鉄道施設における応急対策の実施	応急-151
第2 旅客、帰宅困難者対策	応急-152
<b>第4節 ライフラインの災害応急対策</b>	<b>応急-153</b>
第1 電力の確保	応急-153
第2 ガスの確保	応急-155
第3 電気通信の確保	応急-157
<b>第5節 農林関係対策の実施</b>	<b>応急-159</b>
第1 農林水産業技術応急指導	応急-159
第2 家畜防疫対策	応急-159
第3 飼料確保対策	応急-159
第4 主要作物	応急-159
第5 野菜	応急-159
第6 果樹	応急-159
第7 花き	応急-160
第8 しいたけ	応急-160
第9 流通対策	応急-160

## **第6章 その他の災害の応急対策計画** **応急-161**

<b>第1節 雪害等の応急対策の実施</b>	<b>応急-161</b>
第1 道路除雪対策	応急-161
第2 雪崩対策	応急-162
第3 渇水対策	応急-162
<b>第2節 大規模火災の応急対策の実施</b>	<b>応急-163</b>
第1 消火活動の実施	応急-163
第2 相互応援協定の運用	応急-163
第3 他機関との連携	応急-163
第4 救急搬送業務	応急-163
第5 警防計画	応急-163
第6 自主防災組織との連携	応急-164
<b>第3節 危険物施設等の応急対策の実施</b>	<b>応急-165</b>
第1 危険物事故の応急対策の実施	応急-165
第2 高圧ガス事故の応急対策の実施	応急-167
第3 火薬類事故の応急対策の実施	応急-168
第4 毒物・劇物事故の応急対策の実施	応急-169
<b>第4節 突発重大事案の応急対策の実施</b>	<b>応急-171</b>
第1 現地災害対策本部の設置	応急-171

第2 現地災害対策本部の機能	応急-171
第3 現地災害対策本部の設置場所	応急-171
第4 現地災害対策本部の廃止	応急-171
第5 サリン等の発散による被害発生時の措置	応急-171
第6 突発重大事案における警察活動	応急-172
<b>第5節 交通災害応急対策の実施</b>	<b>応急-173</b>
第1 情報の収集・伝達	応急-173
第2 動員の実施	応急-181
第3 自衛隊への派遣要請	応急-181
第4 防災関連機関等との連携促進	応急-182
第5 専門家・専門機関等への協力要請	応急-183
第6 救援・救護活動等の実施	応急-183
第7 緊急輸送活動及び代替輸送	応急-189
第8 こころのケア対策の実施	応急-190
第9 遺体の保存、身元確認等の実施	応急-191
第10 雑踏事故の応急対応	応急-193
第11 危険物等への対策の実施	応急-194
第12 災害情報の提供と相談活動の実施	応急-197

## 第4編 原子力災害対策計画

### 第1章 原子力災害総則 原子力-1

第1節 計画の目的	原子力-1
第2節 計画の基礎となる原子力災害の想定	原子力-2
第1 原子力施設等の事故災害	原子力-2
第2 核燃料物質等の運搬中の事故災害	原子力-2

### 第2章 原子力災害予防計画 原子力-3

第1 情報収集・連絡体制の整備	原子力-3
第2 災害応急体制の整備	原子力-3
第3 原子力施設の事故モニタリング体制の整備	原子力-3
第4 運搬中の事故災害モニタリング体制の整備	原子力-3
第5 広域避難体制の整備	原子力-4
第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備	原子力-4
第7 救援・救護活動体制の整備	原子力-4
第8 平時からの防災関係機関等との連携体制の整備	原子力-5
第9 災害時要援護者支援対策の強化	原子力-5
第10 住民等に対する知識の普及啓発	原子力-5
第11 災害対策要員の研修・訓練の実施	原子力-6
第12 防災訓練等の実施	原子力-7

### 第3章 原子力災害応急対策、復旧・復興計画 原子力-8

第1節 災害対策のコーディネート	原子力-8
第1 原子力施設の事故災害	原子力-8
第2 核燃料物質等の運搬中等の事故災害	原子力-14
第3 動員の実施	原子力-16
第4 自衛隊へ派遣要請を行う	原子力-16
第5 防災関連機関等と連携する	原子力-16
第6 専門家へ協力要請を行う	原子力-17
第7 緊急時モニタリングを行う	原子力-18
第8 災害時の広報活動を行う	原子力-19
第2節 災害応急対策を行う	原子力-21
第1 救援・救護活動等を行う	原子力-21
第2 放射性物質による汚染を除去する	原子力-31

第3 災害時要援護者支援対策を行う	原子力-31
第4 交通の確保対策を行う	原子力-32
第5 社会秩序の維持対策を行う	原子力-34
第6 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	原子力-34
第7 各種制限措置を解除する	原子力-35
<b>第3節 生活再建、復旧・復興に向けて</b>	<b>原子力-36</b>
第1 被災者の生活支援を行う	原子力-36
第2 風評被害等の影響を軽減する	原子力-36
第3 心身の健康相談体制を整備する	原子力-36